

東日本大震災復興特別区域制度の概要

1. 制度設計の考え方

- ① **未曾有の被害** ⇒ 前例や既存の枠組みにとらわれず、**地域限定**で思い切った措置
- ② 被災状況が**地域によりさまざま** ⇒ 地域の創意工夫を生かした**オーダーメイド**の仕組み
- ③ 被災地方団体や事業者の**負担軽減**が必要 ⇒ **医療、産業、住宅分野等での規制等の特例**や**産業再生を支援する税・財政・金融上の特例**をワンストップで適用

震災により一定の被害を生じた区域(227市町村の区域)を含む地方団体が計画を作成

2. 特例を活用するための計画の実績

復興推進計画

【これまでの実績】

- ① **規制・手続の特例** (H28.3.31現在)
 - 医師配置基準、工場立地の緑地規制や応急仮設建築物の存続期間の要件緩和 など
- ② **税制特例** (H27.12.31現在)
 - 認定地方公共団体による指定事業者等の指定件数は3,957
 - 平成27年3月末までの投資実績は1兆2,400億円。
- ③ **利子補給** (H28.3.31現在)
 - 124の事業者を対象とした利子補給を実施

復興整備計画

【これまでの実績】(H28.3.31現在)

- 防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、道路事業などで活用
- 37市町村、804地区において活用
- 市街化調整区域における開発許可、農地転用等について特例的に許可
- 複数の申請手続をワンストップ(復興整備協議会)で処理
- 土地利用基本計画や都市計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理

復興交付金事業計画

【これまでの実績】(H28.3.31現在)

- 被災地方団体の復興地域づくりに必要な40のハード事業を一括化
- 用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応
- 地方負担の軽減や基金の活用等による執行の弾力化、諸手続の簡素化等、極めて柔軟な制度
- 98市町村、8道県に住まいの確保に関する事業を中心に3.6兆円配分